

会 議 録

会議の名称	平成24年度第15回選挙管理委員会
開催日時	平成24年12月13日（木）午後5時40分から午後6時00分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	中山寛子委員長・田崎敏男職務代理・長谷川征二委員・中城達雄委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也係長
議 題	議案第47号 平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について 議案第48号 平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票立会人の決定について そ の 他
<p>○ 委員長</p> <p>ただいまから平成24年度第15回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。本日の議案は2件とその他でございます。始めに、議案第47号『平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局</p> <p>それでは、議案の説明をさせていただきます。別紙資料をお開きください。</p> <p>議案第47号『平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について』御説明いたします。</p> <p>本案は、公職選挙法第62条（開票立会人）第2項の規定により、開票立会人を選任するものです。</p> <p>同条により、3人以上10人以下の場合はくじを行うことなく、届出のあった者が選挙立会人となります。今回届出のあった立会人は、別紙資料の『開票立会人受付簿兼決定記録』に記載のとおり、小選挙区選出は、5名、比例代表は、6名でございます。したがって、本案は、同項の規定に基づき、くじは行わず、直ちに届出のあった小選挙区選出5名、比例代表選出では6名をもって開票立会人とするものでございます。</p> <p>なお、小選挙区選出の開票立会人は、最高裁判所裁判官国民審査法に基づき、最高裁判所裁判官国民審査の開票についてもその立会人となります。</p> <p>なお、後ほど『開票立会人決定抽選録』の日時に選任決定の時刻を記入し、立会人として、委員長、3名の委員の皆様には、御署名をお願いいたします。</p> <p>以上で、議案第47号『平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について』の説明とさせていただきます。</p> <p>○ 委員長</p> <p>説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。</p>	

特にないようですので、議案第47号『平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に議案第48号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票立会人の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

別紙資料をお開きください。

議案第48号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票立会人の決定について』御説明いたします。

本案も前議題と同様に、公職選挙法第62条（開票立会人）第2項の規定により、開票立会人を選任するものです。

今回届出のあった立会人は、別紙資料の『開票立会人受付簿兼決定記録』に記載のとおり、4名でございます。従いまして、本案は、同項の規定に基づき、くじは行わず、直ちに届出のあった4名をもって開票立会人とするものでございます。

なお、後ほど『開票立会人決定抽選録』の日時に選任決定の時刻を記入し、立会人として、委員長、3名の委員の皆様には、御署名をお願いいたします。

以上で、議案第48号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票立会人の決定について』の説明とさせていただきます。

また、決定した開票立会人には、直ちに電話連絡した後、選任通知を送付いたします。

投票日当日、午後2時から、保谷庁舎2階第1会議室で開票立会人の説明会を開きます。

以上で、議案第48号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票立会人の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第48号『平成24年12月16日執行の東京都知事選挙における開票立会人の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

期日前投票の状況は、昨日12月12日現在では、9,966人でございます。

市長選挙のことですが、立候補予定の議員は21日に記者会見をし、25日前後に、来年1月成人式後の日付の辞職願を議長に提出の予定と聞いています。

辞職日が先の日付でも、一度提出されて、議長において許可すると、辞職願の撤回はできないと聞いています。

辞職の日、次第ですが、マスコミ報道や本会議発言などで、ほぼ間違いなく補欠選挙を行うことになると考えています。

仮に12月25日に辞職願が出され、議長において許可されれば、直ちに補欠選挙の補正予算の専決を行い、契約手続などを進める予定です。

時間がないので、現在、各種契約の見積もりなどを取り寄せています。

以上を御報告とさせていただきます。

市議会議員補欠選挙は、1月15日か16日に議長から公職選挙法111条に基づく通知が来ると思います。それを受けて委員会を開催し、補欠選挙実施を決定したいと思います。正式には辞職願が出されてからのことになりますが、一応仮の委員会開催を1月15日18時から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 各委員

了解した。

○ 事務局

辞職について正式に決まったら、再度連絡します。

12月16日の委員会は、午前6時50分からになります。当日は、その後に午前中に投票所の視察、午後が開票立会人の説明会などを行いますので、よろしくお願いします。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になれば、本日の第15回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

18時00分 終了

以上